

令和2年第1回五霞町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和2年11月30日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第14号 専決処分の承認について
(令和2年度五霞町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 5 議案第69号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第70号 五霞町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 染 谷 森 雄 君 副 町 長 田 神 文 明 君

教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
ま ち づ く り 戦 略 課 長	田 口 啓 一 君	会 計 管 理 者 兼 町 民 税 務 課 長	山 下 仁 司 君
健 康 福 祉 課 長	荒 井 富 美 子 君	生 活 安 全 課 長	松 村 聖 市 君
都 市 建 設 課 長	古 郡 健 司 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	笈 沼 光 行 君
上 下 水 道 課 長	大 関 千 章 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	江 森 薫	書 記	落 合 宏 紀
書 記	伊 藤 弘 美		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第1回五霞町議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただきまことに御苦労さまです。

本臨時会には3件の議案等が提出されております。

議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願いいたします。

なお、本臨時会に当たり、去る11月15日午後1時から議会運営委員会が開催され、別紙定例会の会期及び審議表のとおり審議されておりますので御報告を申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（染谷森雄君）改めまして、おはようございます。

令和2年第1回臨時会の開催に当たりまして議員の皆さん方には、月末の何かとお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本臨時会には、執行部といたしましては、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が2件の合計3件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書によりまして説明させていただきますので、御審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願いいたします。御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

- 議長（鈴木喜一郎君）これから本日の会議を開きます。
会議規則第 20 条の 20 条による議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木喜一郎君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第 113 条の規定により、1 番 小野寺宗一郎君、2 番 黛 丈夫君の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（鈴木喜一郎君）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期を本日 1 日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
- 議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（鈴木喜一郎君）日程第 3、諸般の報告をいたします。
地方自治法第 121 条の規定により、本日の議案説明員の出席者を報告いたします。
町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しております。
なお、写真撮影のため、まちづくり戦略課 金谷主査の入場を許可しております。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎承認第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（鈴木喜一郎君）これより議事に入ります。
初めに、承認第 14 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第14号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第7号）につきまして、新型コロナウイルス感染症対応のため専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めますのでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ320万円を追加し、総額をそれぞれ58億7,026万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）それでは、承認第14号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第7号）について御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたしますと存じます。

令和2年度五霞町一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億7,026万1,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。なお、補正予算につきましては、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症対策に関連するものでございます。

続いて、飛びますけれども、8ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金320万円の追加でございますが、歳入調整により増額補正をしたものでございます。

続きまして、下の9ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐため、インフルエンザ予防接種の接種勧奨を目的として予防接種委託料320万円を計上したものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分といたしましたので、御承認のほどをよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第14号を採決いたします。

承認14号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第14号は原案のとおり承認されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）次に、議案第69号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第69号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

今年度の人事院勧告を踏まえ、五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、民間のボーナスとの均衡を図るため期末手当の支給率を引き下げるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）議案第69号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書は、10ページになりますので、お開きのほうをお願いいたしたいと存じます。

本条例につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により民間におけるボーナスを引き下げる動きを反映して行われた今年度の人事院勧告を踏まえ、国に準拠し、期末手当を0.05カ月分引き下げるものでございます。

続いて、議案書は12ページをお願いをしたいと存じます。

五霞町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）をお開きいただきたいと存じます。

表の上段にございます第20条第2項、期末手当。一般職の期末手当に乗じる支給率を100分の130から100分の125に改め、同条第3項の再任用職員の規定で引用している箇所を同様に改めるものでございます。

第1条関係の適用年月日は公布の日からとなります。

議案書の下でございます。13ページをごらんいただきたいと存じます。

五霞町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）になりますけれども、上段、第20条第2項につきましては、一般職の期末手当に乗じる支給率を100分の125から100分の127.5に改め、同条第3項の再任用職員の規定で引用している箇所を同様に改めるものでございます。

これは、先ほど御説明をさせていただきました第1条関係の期末手当の引き下げ分0.05カ月分でございますが、こちらを6月と12月に支給される期末手当へ均等に配分するためのものでございます。

第2条関係の施行年月日は令和3年4月1日からとなりますので、よろしく願いしたいと思っております。

御審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第69号を採決いたします。

議案第69号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）次に、議案第70号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第70号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

今年度の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給率を引き下げるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）それでは、議案第70号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

先ほど、議案第69号で御説明をさせていただきました人事院勧告に基づき、一般職と同様の趣旨により特別職の期末手当を引き下げるものでございます。

議案書の16ページをごらんいただきたいと存じます。

五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表（第1条関係）をごらんいただければと存じます。

特別職の期末手当の支給額については、一般職の期末手当の支給計算方法を準用しておりますけれども、支給率については、一般職が100分の130であるところ、特別職は100分の170と読みかえて計算してございます。この支給率の引用部分でございます100分の130。これは4行目ですかね。第4条の4行目、下線部分でございますが、100分の130が100分の125に改められることによる改正と、読みかえ後の実際の支給率である100分の170を人事院勧告にのっとって、100分の165へと改めるものでございます。

第1条関係の適用年月日は公布の日からとなります。

次に、下のページでございます。

17ページをごらんいただきたいと存じます。

五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表（第2条関係）でございます。

こちら、中ほどにございます第4条中の期末手当の率についてでございますが、先ほどと同様、引用部分の100分の125が100分の127.5へと改めることによる改正と、読みかえ後の実際の支給率である100分の170を100分の167.5へと改めるものでございます。

一般職の職員と同様に、期末手当の引き下げ分、こちら0.05カ月分でございますが、こちらを6月と12月に支給される期末手当へ均等に配分するための改正でございまして、これによりまして、期末手当を年間3.40月分から3.35月分へと0.05月分引き下げることとなります。

第2条関係の適用年月日は令和3年4月1日からとなります。

また、議員の皆様におかれましても、五霞町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条におきまして、議会議員の期末手当の額並びに支給条件等については、五霞町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の適用を受ける町長等の例によるとなっておりますことから、特別職と同様の引き下げを行うものでございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長（鈴木喜一郎君）議案第70号を採決いたします。

議案第70号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会は、議員各位の御協力により運営が円滑に進行され、全議案を議了いたしましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、町長の挨拶を願います。

町長。

○町長(染谷森雄君)閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を述べさせていただきます。

全議案とも原案のとおり御承認を賜りましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。

また、4日から第4回定例会が予定されております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

そういう中で、いよいよ明日から師走、12月に入るわけですが、コロナ感染症の拡大。これが大変第3波とも言うべき事態が深刻になってきております。本町でも、先般、事業所でクラスターと言うべき感染者が発生もしております。また、茨城県におきましても、この感染拡大が現在止まっておりません。もう連日、50人前後の感染者が発生しております。

そういう中で、知事のほうも記者会見の中で、県南地域が特に多いのですが、そちらを指定しまして不要不急の外出は自粛ということですが、その中に、お隣の境町も入ってきております。実は、昨晚ですね、ちょっと古河市長選挙もありまして、知事と一緒に知事のほうからも、五霞町も十分注意するようという御指摘もいただいております。

そういう中で、菅首相も今後の3週間が正念場という注意喚起をされておりますので、どうかひとつですね、このコロナの防疫の基本。これはしっかり守っていただき、議員の皆さん方には、まず自分の健康に十分に注意されまして、そしてまた住民の皆さんにも、ぜひ、協力の呼びかけ、注意喚起の呼びかけ、これを議員の皆さん方からもお願いをして、いい正月を迎えられればと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本日は大変どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(鈴木喜一郎君) これをもちまして閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員